

彩の国さいたま人づくり広域連合 自治人材開発センター  
**法制執務研修 事前課題**

・皆さんの自治体では、基本構想（総合計画）を策定していると思います。

以前の基本構想（総合計画）には、地方自治法第2条第4項の規定に基づいて策定しますと記述がされていました。平成23年7月31日までの地方自治法第2条第4項は、次の規定です。

「市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない。」 ← 平成23年8月1日にこの規定は削られました。

**Q1**

皆さんの自治体では、何の条例に基づいて基本構想を策定することにしたのでしょうか？調べてみてください（組合関係の方は、関係する自治体で調べてください。）。

**Q2**

何の条例に規定してあったかわかりましたか？では、なぜ規則や要綱ではなく条例で定めてあるのかを考えてみてください。

**Q3**

では、地方自治法第2条第4項の規定が、なぜ削られたかを考えてみてください。

・以上が事前課題です。先輩（同期、後輩？）に相談して、回答していただいても良いですよ。回答も「こうじゃないかな～？」レベルの回答で結構です。9月4日の研修初日に使いますので各自持参してください。ご多忙のなかですが、頑張ってください。

○講師からのお願い○

時間がありましたら、総合計画のなかで、皆さんが現在担当している業務が、どのように位置づけられているか？どれくらい実行できたか？など再確認してみてください。